

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年11月18日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 小 林 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年12月 3日 午前 9時00分から 令和 7年12月10日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年12月16日 午前10時00分 場 所 東京地方裁判所立川支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 1月 7日 午前11時00分 場 所 東京地方裁判所立川支部民事第4部
特別売却 実施期間	令和 7年12月17日 午前10時00分から 令和 7年12月19日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行または損害保険会社の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年11月18日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	16, 560, 000 13, 248, 000	一括	3, 312, 000	62, 610	17, 795
1	9, 530, 000				
2	7, 030, 000				
			</		



物 件 目 録

1 所 在 八王子市南陽台三丁目
地 番 1755番12
地 目 宅地
地 積 205.42平方メートル

共有者 A 持分5分の4
共有者 B 持分5分の1

2 所 在 八王子市南陽台三丁目1755番地12
家屋 番号 1755番12
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 77.01平方メートル
2階 77.84平方メートル

所有者 A

物 件 明 細 書

令和 7年10月 2日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 蘆 澤 里英子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムの「お知らせ」メニュー内の各裁判所にある「競売ファイル・競売手続説明書」にも登載されています。



物 件 目 録

1 所 在 八王子市南陽台三丁目
地 番 1755番12
地 目 宅地
地 積 205.42平方メートル

共有者 A 持分5分の4
共有者 B 持分5分の1

2 所 在 八王子市南陽台三丁目1755番地12
家屋 番号 1755番12
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 77.01平方メートル
2階 77.84平方メートル

所有者 A

令和 7年(ケ)第 138号
令和 7年 8月13日受理
令和 7年 9月18日提出
(評価人 松岡利喜雄)

現況調査報告書

東京地方裁判所立川支部

執行官 中田健一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 八王子市南陽台三丁目
地 番 1755番12
地 目 宅地
地 積 205.42平方メートル

共有者 A 持分5分の4
共有者 B 持分5分の1

2 所 在 八王子市南陽台三丁目1755番地12

家屋 番号 1755番12

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺2階建

床 面 積 1階 77.01平方メートル
2階 77.84平方メートル

所有者 A

不動産の表示	『物件目録』のとおり		
住居表示	東京都八王子市南陽台3丁目9番3号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者A 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A (建物所有者)	1 本件建物は、私が、妻である土地共有者Bほか家族とともに居宅として使用しています。法人等の使用はありません。 2 土地共有者Bは、建物所有権を有していませんが、同人と私の間で地代の支払いはありません。 3 本件建物にはソーラーパネルは設置していません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件建物の占有状況については、表札の表示、前記関係人の陳述及び現場の状況から、前記のとおり認定した。
- 3 なお、A及びBを退去させるに当たっては高齢であることに留意する必要がある。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 8月15日 9:02 - 9:22	物件所在地	物件確認, 外観写真撮影, 物件調査, 占有調査, 関係人に面接聴取
7年 8月27日 12:51 - 13:10	物件所在地	物件調査, 占有調査, 写真撮影, 図面作成, 関係人に面接聴取, 評価人同行
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

(特記事項)

☒ 令和 7年 8月27日
目的物件が施錠されている場合に備えて, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

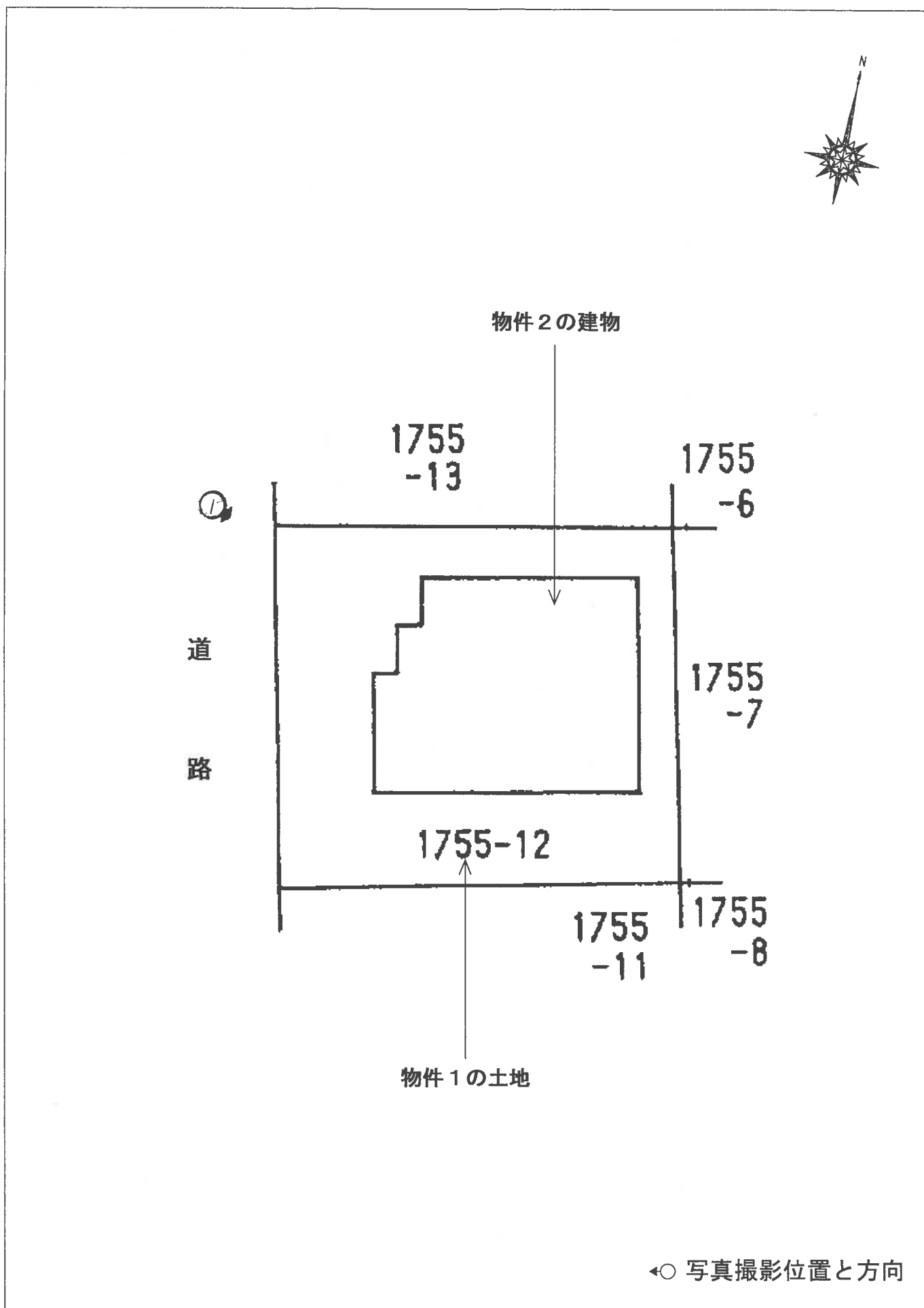
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

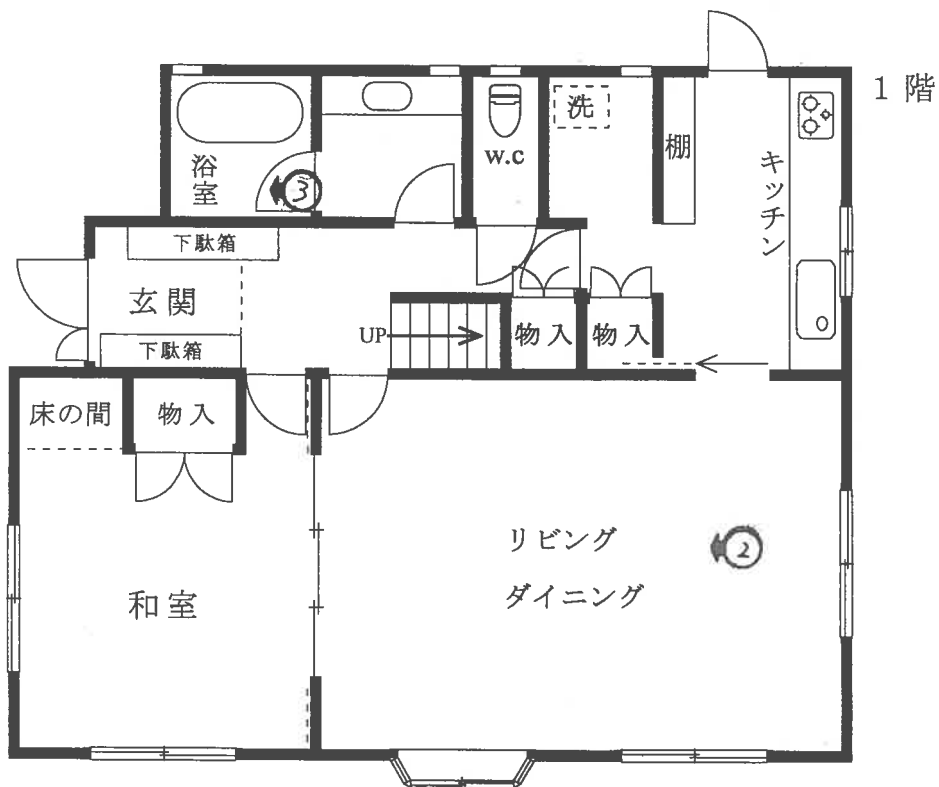
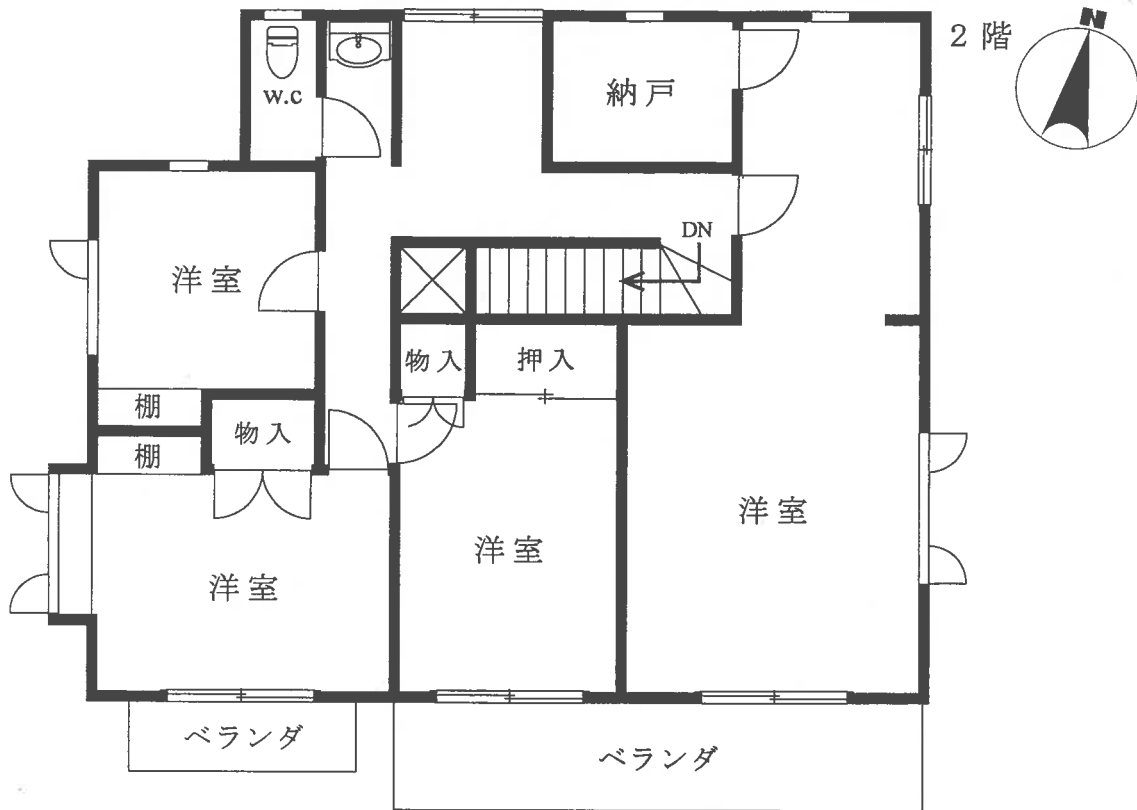
(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

(土地建物位置関係図)



建物間取図

令和7年(ケ)第138号



◀○: 写真撮影位置と方向

令和 7 年(ケ)第 138 号
令和 7 年 8 月 27 日 現地調査
令和 7 年 9 月 22 日 評 価

東京地方裁判所立川支部
民事第 4 部不動産執行係 御中

評 価 書

評 価 人 松 岡 利 喜 雄

第 1 評価額

一 括 価 格	
金 16,560,000円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 9,530,000円
物件 2 (建物)	金 7,030,000円

- 1 一括価格は、物件 1 及び 2 の各不動産について、一括売却（民事執行法第 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 の内訳価格は物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		同 左
2	次頁物件目録記載のとおり		同 左
番号	特 記 事 項		
	特になし		

物 件 目 録

1 所 在 八王子市南陽台三丁目
地 番 1755番12
地 目 宅地
地 積 205.42平方メートル

共有者 A 持分5分の4
共有者 B 持分5分の1

2 所 在 八王子市南陽台三丁目1755番地12
家屋 番号 1755番12
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 77.01平方メートル
2階 77.84平方メートル

所有者 A

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	京王線「長沼」駅の南東方・道路距離約1.8km及び同線「平山城址公園」駅の南西方・道路距離約2km、最寄バス停から徒歩約3分に位置する（附属資料「位置図」参照）。	
付近の状況	近隣は八王子市南東部に位置し、中規模一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした高台の住宅地域である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 40% 80% 指定無し 第1種高度地区、日影規制 地区計画区域、都立多摩丘陵自然公園 宅地造成等工事規制区域 景観計画区域（一般地区） 立地適正化計画（居住誘導区域）
画地の状況	地積 形状 間口・奥行 地勢 その他	205.42㎡ 長方形 間口約13.8m、奥行約15m 宅盤面は概ね平坦であり、北西側の駐車スペースと道路とは等高であるが、前面道路が南方へ下り傾斜となっているため、宅盤面と道路とは高低差があり、道路より約1.5m～約2.5m高い。また宅盤面は南側隣地より2.5m程度高くなっている。
接面道路の状況等	西側で幅員約6m舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号）と0m～約2.5m高く接面する中間画地。	
土地の利用状況等	◇ 物件1土地は物件2建物の敷地として利用されている。 ◇ 建物の配置は、附属資料建物図面・各階平面図写のとおり。	
供給処理施設 (基本的には敷地内への引き込みの有無を基準としている)	上水道 都市ガス 下水道	あり あり あり

土地の履歴等	◇ 土地閉鎖登記簿と過去の住宅地図で地歴を調査したところ、昭和36年以降の本件土地所有者は個人・法人・不動産会社、平成6年からは本件建物の所有者Aとその家族の共有であり、昭和55年版及び平成5年版の住宅地図ではいずれも空地であったことがわかった。
特 記 事 項	◇ 物件1土地は南側隣地より2.5m程度高くなっており、本物件内には間知ブロック積擁壁が設置されている。また、北側隣地との間にもコンクリート擁壁が設置されている。そこでこれらの擁壁について八王子市開発審査課で調査したところ、住宅地造成事業に関する法律に基づき、周辺一体を開発した際に擁壁も設置されたものであり、昭和44年に認可、昭和48年に完了検査を受けていることがわかった。ただし、擁壁の設置から約50年以上経過し、南側の擁壁は増し積み擁壁となっている可能性もあることから、物件2建物の再建築時にはこれら擁壁の安全性について専門家による調査・診断を要し、場合によっては補強工事等の実施を求められることも予測される。また、東京都建築安全条例第6条（がけ）に関する規制等を受けるため注意を要する。以上、建物の再建築時には、擁壁の問題等につき担当部署に十分確認する必要がある。 ◇ 物件1土地は、南陽台地区地区計画区域「住宅地区A」内にあり、建築物に関する事項の主なものは以下のとおりであるが、詳細は八王子市まちなみ整備部建築指導課に確認する必要がある。 ①建築物等の用途の制限 ②建築物の敷地面積の最低限度：150㎡ ③壁面の位置の制限 ④建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 ⑤垣又はさくの構造の制限 ◇ 本物件は東京都自然公園条例に基づく都立多摩丘陵自然公園（普通地域）内に存するため、工作物の新・改・増築、鉱物の掘採、土石の採取、土地の形状変更等で一定規模以上のもの及び広告類の掲出・設置・表示などの行為をしようとする場合は、東京都に届出が必要がある。

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日（登記記載） 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成7年4月26日新築 約30年 約5年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造 2階建 スレート葺 サイディング等 クロス・塗壁等 クロス・目透かし天井等 フローリング・畳等 台所・洗面所（2）・浴室・トイレ（2）等
床面積（現況）	1階 2階 延	77.01 m ² 77.84 m ² 154.85 m ²
現況用途等	種 類 間 取 り	居宅 5LDK＋納戸 （1階：LDK、和室、洗面室、浴室、トイレ等 2階：洋室（4）、洗面所、トイレ、納戸等）
品 等	普通	
保守管理の状態	概ね普通	
建物の利用状況	◇ 物件2建物は、所有者が家族とともに住居として使用し、占有している。	
特 記 事 項	◇ 室内は2階洋室の天井クロスが一部剥がれていたほかは、特段目立った破損箇所や汚れ等はなく、全体としての保守管理状況は概ね経年相応であるものと認められた。なお、居住者によると、緊急に修理や修繕を必要とする建物及び設備の不具合は特にないとのことであった。 ◇ 本件建物については、検査済証の交付記録がある。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地 積 (㎡)	建付減価	建付地価格（円）
	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ			
1	104,000	× 0.82	× 205.42	× 0.85	= 14,890,000

総額（円）については、1万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格： 下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。
 なお、標準画地は、近隣において、土地の概況（間口、奥行、規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

【 公示地 八王子ー45 】

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{(公示価格)} & \text{(時点修正)} & \text{(標準化補正)} & \text{(地域格差)} & \text{(規準価格)} \\
 101,000 \text{ 円/㎡} \times & 102/100 \times & 100/100 \times & 100/99 & = & 104,000 \text{ 円/㎡} \\
 & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時点修正： 令和7年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正： 公示地は概ね標準的画地であり、補正の必要なし。

地域格差： 公示地の所在する地域は対象地域に比較して交通接近条件が劣っていることを考慮して判定した。

イ 個別格差： 個別格差率を以下のとおり査定した。

方位(+2)、高低差(-5)、擁壁による利用阻害及び維持管理等の要因(-15)

相乗積： $1.02 \times 0.95 \times 0.85 = 0.82$ （小数第3位を四捨五入）

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 敷地と建物との適応状態を考慮して、建付減価率を15%と判定した。

② 物件 2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物 件 番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) エ
2	250,000	× 154.85	× 0.15	= 5,810,000

ア 再 調 達 原 価 : 対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現 況 延 床 面 積 : 登記数量による。

ウ 現 価 率 : 対象建物の現況を考慮して、経済的残存耐用年数、残価率を下記のとおり判定し、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して、現価率を求めた。

- ・ 経済的残存耐用年数は、物理的・機能的及び経済的観点から建物の現況等を考慮して査定したものであり、税務上の耐用年数とは必ずしも一致するものではない。
- ・ 観察減価については、建物の経過年数、建物の状態（経年使用に伴う内部の汚れや損傷ほか、建物本体及び設備関係の経年による老朽化等）、建物の保守管理の状況のほか、観察不能部分に伴う不測の減価等を総合的に勘案して判定した。

・ 経過年数約30年、経済的残存耐用年数約5年、観察減価率10%、残価率3%

〈残価率〉 〈耐用年数に基づく方法〉 〈観察減価〉

現価率 : $0.03 + (1 - 0.03) \times 5 / (30 + 5) \times (1 - 0.1) = 0.15$

(小数第3位を四捨五入)

2 評価額の判定

前記1により求めた価格に、物件1の土地については土地利用権等価格を控除し、物件2の建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ウ
1	14,890,000	× 0.2	場所的利益	= 2,980,000

ア 建付地価格：前記1①オ

イ 売却により法定地上権が成立しないと解されるので、建物の場所的利益を考慮した。
場所的利益の価値割合は、法的な保護が期待できるか否か並びに建物の性質等を総合的に勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる 価格(円) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算(円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額 (円)
1	14,890,000	－ 2,980,000		×1.0	×0.8	= 9,530,000
2	5,810,000	＋ 2,980,000	×1.0	×1.0	×0.8	= 7,030,000
一括価格(合計)						16,560,000

ア 基礎となる価格：前記1

イ 土地利用権等価格：前記2①ウ

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

【指標とした公示価格】

	公示価格	八王子－45
価 格 時 点	令和7年1月1日	
所 在 及 び 地 番 「 住 居 表 示 」	八王子市南陽台1丁目1768番14 「南陽台1－14－10」	
1 m ² 当たりの価格	101,000円/m ²	
地 積	210m ²	
周 辺 の 土 地 の 利 用 の 現 況	中規模一般住宅が多い高台の閑静な住宅地域	
前 面 道 路 の 状 況	北6m市道	
供 給 処 理 施 設	水道、ガス、下水	
交通施設との接近の状況	平山城址公園2km	
法 令 上 の 制 限	1低専（40、80）	

第7 附属資料の表示

位置図

公図写

地積測量図写

建物図面・各階平面図写

以 上

位置図

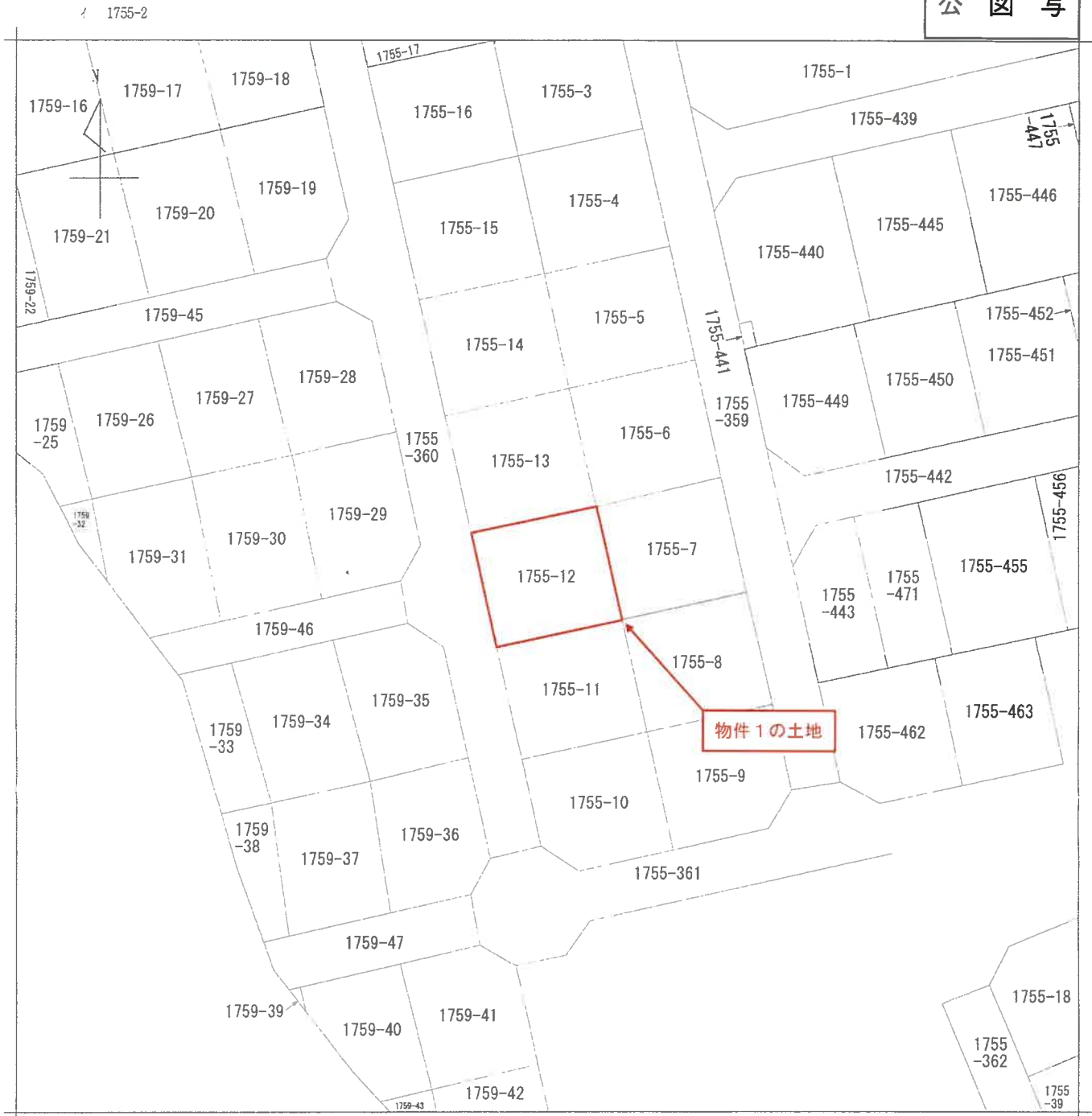


1
15000

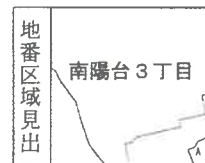
対象不動産

公示地
ハ王子-45

株式会社 昭文社発行
「都市地図」より複製



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 南陽台3丁目

請求分	所在	八王子市南陽台三丁目				地番	1755番12			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和47年2月			備付年月日(原図)		補記事項				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(東京法務局八王子支局管轄)

令和7年4月18日

東京法務局港出張所

地図整理番号: M52026

登記官

登記年月日：昭和48年5月7日

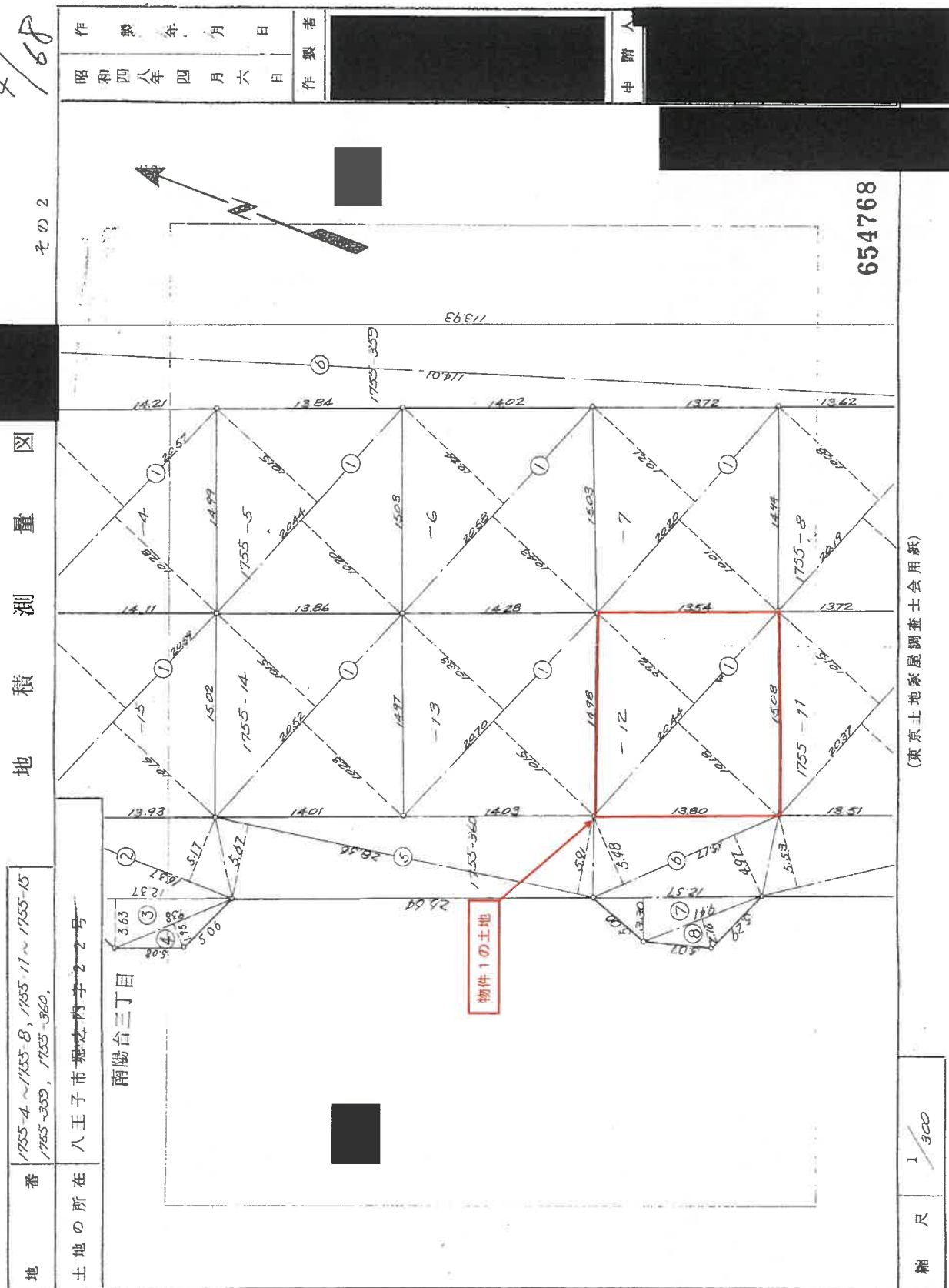
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年8月26日 東京法務局八王子支局

A3をA4に縮小

-14-

請求番号：18-1

(4/68)



登記年月日：昭和48年5月7日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年8月26日 東京法務局八王子支局 登記官

A3 附A4に封入

- 15 -

請求番号：18-1



地番	1755-2 ~ 1755-26
土地の所在	南葛台三丁目 八王子市城之内22号

地番	符号	底辺	高さ	倍面積	面積
1755-2	1	15.45	2.60	40.1700	
	2	20.24	7.46+10.18	357.0336	
	計			397.2036	198.6018
-3	1	20.39	10.40+10.23	420.6457	
	計			420.6457	210.3228
-4	1	20.57	10.31+10.28	423.5363	
	計			423.5363	211.7681
-5	1	20.44	10.15+10.20	415.9540	
	計			415.9540	207.9770
-6	1	20.58	10.24+10.43	425.3886	
	計			425.3886	212.6943
-7	1	20.20	10.21+10.01	408.4440	
	計			408.4440	204.2220
-8	1	20.19	10.08+10.17	408.8475	
	計			408.8475	204.4237
-9	1	18.26	8.69+ 5.02	250.3446	
	2	18.08	8.96	161.9968	
	計			412.3414	206.1707
-10	1	20.70	7.95+10.26	376.9470	
	2	14.79	2.54	37.5666	
	計			414.5136	207.2568
-11	1	20.37	9.98+10.15	410.0481	
	計			410.0481	205.0240
-12	1	20.44	10.18+ 9.92	410.8440	
	計			410.8440	205.4220
-13	1	20.70	10.15+10.33	423.9360	
	計			423.9360	211.9680

縮尺 1

(東京土地家屋調査士会用品)

5-110,8418
S48,5.7

地積測量図

654808

地番	符号	底辺	高さ	倍面積	面積
1755-14	1	20.52	10.23+10.15	418.1976	
	計			418.1976	209.0988
-15	1	20.59	10.16+10.34	422.0950	
	計			422.0950	211.0475
-16	1	20.64	10.31+10.25	424.3584	
	計			424.3584	212.1792
-17	1	18.28	8.42+ 4.95	244.4036	
	2	18.03	8.74	157.5822	
	計			401.9858	200.9929
-18	1	17.56	8.68	152.4208	
	2	17.76	4.93+ 8.14	232.3232	
	計			384.7440	192.2720
-19	1	20.05	10.01+ 9.97	400.5990	
	計			400.5990	200.2995
-20	1	20.00	8.94+10.02	399.2000	
	計			399.2000	199.6000
-21	1	20.02	10.03+ 9.97	400.4000	
	計			400.4000	200.2000
-22	1	19.97	9.94+10.01	398.4015	
	計			398.4015	199.2007
-23	1	19.99	10.01+ 9.99	399.8000	
	計			399.8000	199.9000
-24	1	20.01	9.98+10.01	399.9999	
	計			399.9999	199.9999
-25	1	20.01	10.03+ 9.99	400.6002	
	計			400.6002	200.3001
-26	1	19.97	9.97+10.03	399.4000	
	計			399.4000	199.7000

昭和四十八年四月六日

作製者

申請人

登記年月日：平成7年5月1日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(東京法務局八王子支局保管)
令和7年4月18日 東京法務局提出場所

A3※A4に縮小

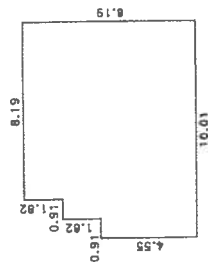
各階平面図

家屋番号 1755-12

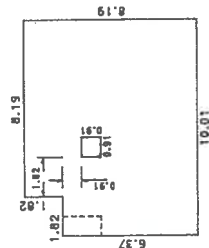
建物図面

建物の所在 八王子市南陽台三丁目1755番地12

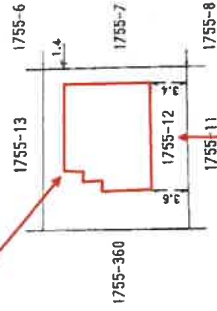
1 階



2 階



物件2の建物



物件1の土地

219554

申請人

縮尺 1/250

4.127日(作製)

作製者

縮尺 1/500

H7.5.1

登記官